

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第 36 号）（行財政局人事部給与安全衛生課）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員のうち、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上であること等の要件を満たすものについて、育児休業をすることができることとしました。
- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都府条例第4号）の一部改正に伴い、同条例の適用を受ける本市の教職員との均衡を失しないよう、京都市教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員について、再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る要件を緩和することとしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 36 号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかであるものを除く。）

(ウ) 勤務を要する日の日数を考慮して別に定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしているものに限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日をその期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第9条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条第2項中「京都市教職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員（以下「及び」という。）」を削り、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同条第4号を次のように改める。

- (4) 育児休業（京都市教職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員（以下「教職員」という。）以外の職員にあつては、この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際2回以上の育児休業により当該子を養育する計画について育児休業計画書（教職員にあつては、教育委員会が定める書面）により任命権者に申し出ていること（教職員以外の職員にあつては、育児休業の終了後、3月以上の期間を経過した場合に限る。）。）

第4条に次の2号を加える。

- (6) 第3条第3号に掲げる場合に該当すること。  
(7) 第2条第3号ウに規定する非常勤職員が同号ウの育児休業をしようとする事。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項本文の条例で定める日)

第3条 法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員が養育する子の1歳到達日  
(2) 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方職員等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が、当該子の1歳到達日の翌日後である場合を除き、当該地方職員等育児休業の期間の初日と同日である場合を含む。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が、当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して、育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）  
(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号の場合に該当してする育児休業又は当該

非常勤職員の配偶者が同号の場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号の場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合において、次のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしていること又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方職員等育児休業をしていること。

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要があると認められる場合として別に定める場合に該当すること。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（関係条例の一部改正）

2 京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第10条」を「第11条」に改める。

第16条第4項中「京都市職員の育児休業等に関する条例第10条」を「京都市職員の育児休業等に関する条例第11条」に改める。

3 京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「第9条」を「第10条」に改める。

（行財政局人事部給与安全衛生課）